

対象と見込まれる調整給付金（不足額給付分）の一覧表※1

令和 5 年 令和 6 年		令和 6 年度住民税所得割非課税							
		合計所得48万円以下				合計所得48万円超			
		課税者の被扶養者 かつ 扶養者は定額減税のみ	被扶養者 かつ 扶養者に調整給付あり	被扶養者でない	専従者※2	本人として 当初調整給付なし	本人として 当初調整給付あり	本人として 当初調整給付なし かつ 専従者※2	本人として 当初調整給付あり かつ 専従者※2
合計所得 48万円以下	課税者の被扶養者	× 対象外 【注意】令和 6 年所得税に おいて、被扶養でない 場合も対象外です。	× 対象外 【注意】令和 6 年所得税に おいて、被扶養でない 場合も対象外です。	× 対象外 【注意】令和 6 年所得税に おいて、被扶養でない 場合も対象外です。	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ A）	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ A）	× 対象外 【注意】令和 6 年所得税に おいて、被扶養でない 場合も対象外です。	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ A）	× 対象外 【注意】令和 6 年所得税に おいて、被扶養でない 場合も対象外です。
	専従者※2	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ B）	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ C）	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）
合計所得 48万円超	（税額控除前） 所得税非課税	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ B）	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ C）	× 対象外	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）
	（税額控除前） 所得税非課税 かつ 専従者※2	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ B）	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ C）	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）	△ 様式誤り ≪様式第 3 号≫での 対象と見込まれます。 支給見込額：4 万円	○ 本様式≪様式第 4 号≫での 対象と見込まれます。 （タイプ D）

※ 1： 令和 7 年 5 月 1 6 日時点の国からの情報*を基に作成しています。

*：令和 5 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）～低所得者支援及び定額減税補足給付金～地方公共団体職員向け Q & A ≪第10版≫より

※ 2： 地方税法第32条第 3 項及び第313条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第 4 項及び第313条第 4 項の規定による事業専従者である者

【注意】専従主の合計所得金額が1,805万円超の場合、定額減税の対象にならないため、調整給付金（不足額給付）についても支給対象になりません。

支給見込額：（タイプ A）1 万円

（タイプ B）3 万円

（タイプ C）令和 6 年度住民税における扶養者側の令和 6 年所得税における定額減税・調整給付額との差額（上限 3 万円）

（タイプ D）所得税分当初調整給付額との差額（上限 3 万円）